

清水町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度

耐震診断補助

木造住宅の所有者が、耐震診断を行うときは費用の補助制度があります。

(補助金の交付額)

補助限度額 5万円(診断費が5万円未満の場合はその額)

※1000円未満は切捨て

耐震改修補助

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断され、耐震改修工事を行うときは補助制度があります。

(補助金の交付額)

耐震改修工事費が20万円未満の場合 . . . その費用の額

耐震改修工事費が20万円以上、200万円以下の場合 . . . 20万円

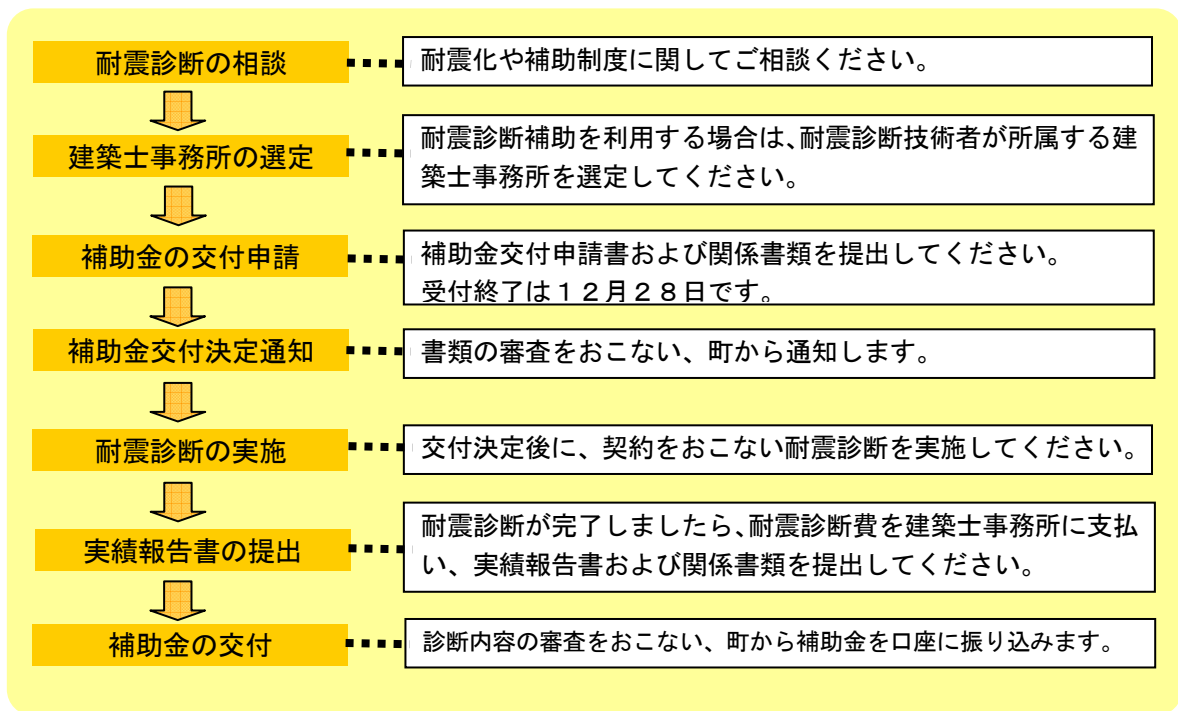
耐震改修工事費が200万円を超える場合 . . . 耐震改修工事費の10%

(50万円を限度額とする)

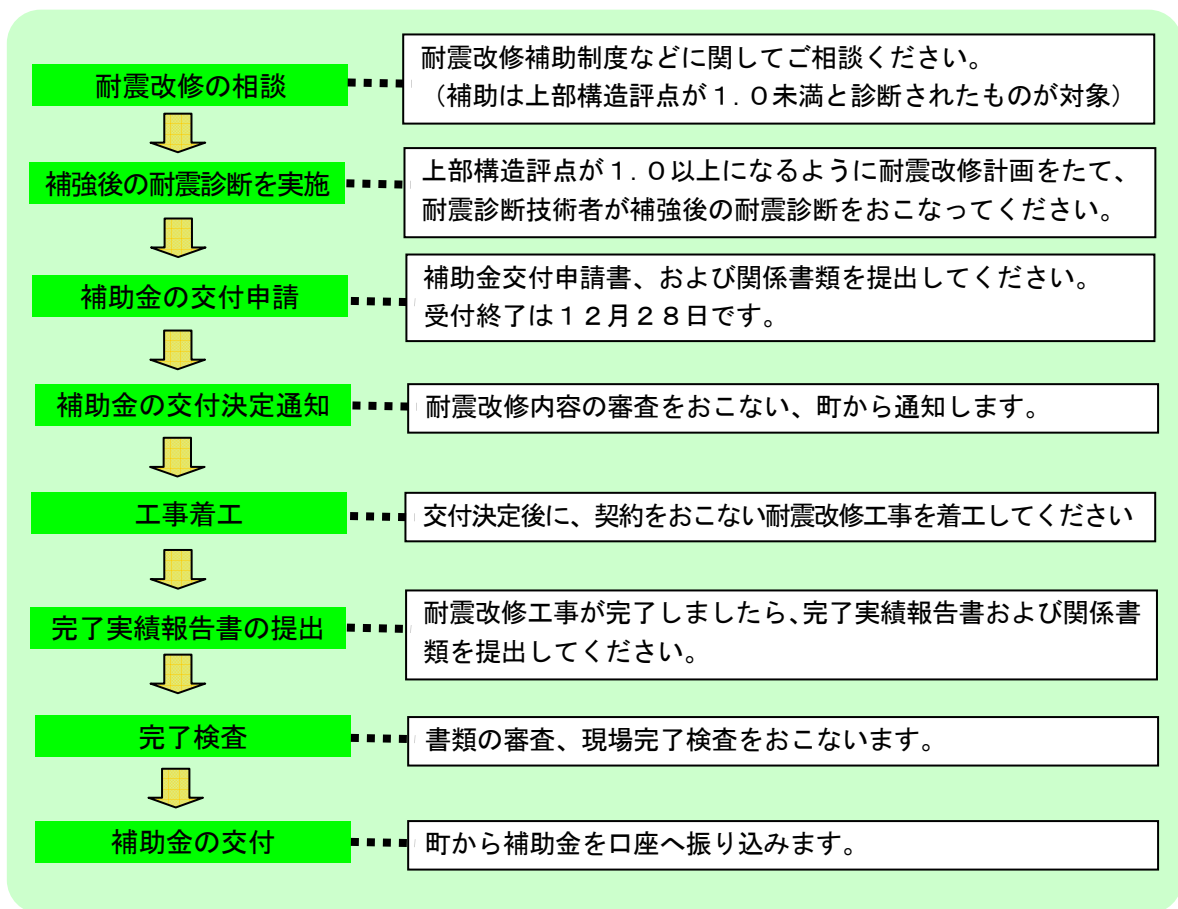
※他の国費補助金及び国費交付金と重複して申請できません。

	耐震診断補助	耐震改修補助
補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に着工された地上2階建てまでの木造戸建て住宅又は併用住宅(延床面積の1/2以上が居住用のものに限る) ○所有者自らが居住していること ○外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が7m以内 ○建築基準法その他関係法令に違反していないこと ○所有者(当該建築物が共有の場合は共有者を含む)が町税を滞納していないこと ○過去にこの補助制度の補助金交付を受けていないこと 	<p>耐震診断補助の要件の他、次による</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断技術者が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを1.0以上に改修工事をする事
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断は耐震診断技術者が行い次の要件に該当すること 1. 建築士の資格を有して、登録を受けた建築士事務所に所属していること 2. 耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震改修の区分で登録していること 	<ul style="list-style-type: none"> ○改修後の耐震診断は耐震診断技術者が行うこと(耐震診断と同じ要件) ○工事施工者は、次の要件に該当すること 1. 建設業法の許可を受けていること 2. 耐震診断・耐震改修技術者名簿に登録されているものが所属していること
対象経費	○耐震診断費用	○耐震改修工事に係る費用

耐震相談から耐震診断補助の手続き



耐震診断から耐震改修補助の手続き



耐震改修促進税制

所得税額の特別控除

清水町の耐震改修補助制度を利用することにより、耐震改修工事に要した費用の額と耐震改修に係る標準的な工事費相当額のいずれか少ない金額の10%に相当する額（ただし、20万円を上限とする。）を所得税額から控除される場合があります。

詳しくは帯広税務署（電話0155-24-2161）までお問い合わせください。

固定資産税の減額措置

昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅について、一定の耐震改修工事をおこなうことにより、固定資産税の減額が適用される場合があります。

詳しくは清水町役場税務課（電話62-1152）までお問い合わせください。

問い合わせ先（建物耐震化相談窓口）

清水町役場 建設課建築係

〒089-0192 清水町南4条2丁目

TEL 62-2113 FAX 62-5116

ホームページ <http://www.town.shimizu.hokkaido.jp/>